

## 建売住宅の所有権保存登記

要件	
①	取得後、1年以内の登記であること
②	建築後、使用されずに取得したものであること

必要書類		備考
1	証明申請書及び証明書	必要事項をご記入ください。 なお、証明書についても必要事項を記載の上ご用意下さい。
2	委任状	※代理申請の場合は必要（登記申請用の委任状で兼用可能です）
3	住民票	※未入居の場合は必要
4	次のいずれかの登記情報書類	
	・表示登記申請書	登記情報提供サービスから取得した照会番及び発行年月日が記載された書類に代替できます。
	・登記完了証	
	・登記事項証明書	
5	確認済証及び検査済証	確認申請が不要地域においては建築工事請負書や建物図面
6	売渡証明書（譲渡証明書）又は売買契約書	
7	家屋未使用証明	
8	長期優良住宅認定通知書	※特定認定長期優良住宅の場合
9	低炭素建築物認定通知書	※認定炭素住宅の場合

※ 未入居の場合は以下の書類が必要です。

10	申立書	入居が登記後になる理由を具体的に記入してください。
11	現在居住している住宅の処分方法がわかる書類	
	・売却する場合	売買契約書、媒介契約書等売却することを証明する書類
	・賃貸する場合	賃貸借契約書、媒介契約書等賃貸することを証明する書類
	・借家等の自己所有家屋でない場合	賃貸借契約書等、申請者の所有する家屋でないことを証明する書類
	・申請者の親族が居住する場合	同居親族からの申立書及び居住親族の住民票
12	入居が登記後になる理由がわかる書類	
	・資金を借りるために抵当権設定登記を急ぐ場合	貸借契約書、売買契約書等
	・その他の理由によるもの	担当にご相談ください。